

2010年2月26日

国家標準「国家標準の特許に係る処置規則」(意見募集稿)

意見募集表

氏名	外川英明	電話	81-3-3431-9348	FAX	81-3-3436-6455	E-mail	trade@jmcti.or.jp	
会社名	日本機械輸出組合 知的財産権問題専門委員会			連絡先	東京都港区芝公園 3丁目5番8号		郵便番号	105-0011
条項番号	修正提案			修正理由				
全体	2009年11月にパブリックコメントを募集した、「特許に係る国家標準の制改定の管理規定(暫定施行)」(意見募集稿)との関係を明記していただきたい。			2009年11月にパブリックコメントを募集した、「特許に係る国家標準の制改定の管理規定(暫定施行)」(意見募集稿)との関係が不明である。				
3.1	「商業上実行可能かつ」という文言を削除していただきたい。			「商業上実行可能」という概念は不明確で、技術の進歩に伴い変化するため、当事者間の紛争を招きやすく、安定的な運用が難しい。				
3.2 3.3 4.3.2	「合理的かつ無差別な」という文言を「合理的な条件で無差別」という文言に変更していただきたい。			「無差別な条件に基づいて」とは、「全ライセンシーに対して同一の条件で」という意味に解釈し得るが、特許権者とライセンシーの関係は様々であり、特許権者は合理的な範囲内で実施許諾条件を変えることが可能であるべきである。				
4.1.1 4.1.2	本規定の適用対象を「授権され且つ有効状態の特許」のみとし、少なくとも努力規定としていただきたい(法的義務とはしない)。また、本規定の適用対象を必須特許に限定するため、「特許」を「必須特許」に修正していただきたい。			年間数百から数千件もの特許出願をしている企業にとっては、出願中の特許出願を開示することは多大な負担となる。				
4.4	本規定と5章に記載されている手続はどのような関係になるのでしょうか。5章に記載されている手続と重複する部分は削除していただきたい。			5章に記載されている手続と重複している。				
5.2.1	「特許」を「必須特許」に修正していただきたい。			本規定の適用対象は、必須特許に限定されるべきである。				
5.3.1	①「及び関係者」という文言を削除していただきたい。 ②「特許」を「必須特許」に修正していただきたい。			①3.4における関係者の定義は広いものであり、関係者が所有する特許についても公表義務を課すことは、標準制定作業グループ参加企業に多大な負荷を課すこととなり、作業グループへの参加意欲を削ぎかねない。 ②本規定の適用対象は、必須特許に限定されるべきである。				

5.5	「專業標準化技術委員会または管理組織の規則に従う」旨を明記していただきたい。	「会議審査の方式を採用し」とあるが、審査手続が不明確である。專業標準化技術委員会または管理組織の規則に従うという意味と推測されるが、明確化が望ましい。
付録 A	付録 A については、英語等の外国語版を用意し、外国語で記入してもよいこととしていただきたい。	付録 A の言語が中国語であるため、外国の企業・個人にとっては理解及び記入に時間がかかり、期限内に提出できないおそれがある。
表 A.1	「標準の内容との相関性の説明」の記載を不要としていただきたい。	標準の内容との相関性の説明まで要求すると、将来の権利行使を考慮し記載内容を慎重に検討することになり、特許の公表を阻害する可能性がある。標準の内容との相関性の説明を要求しない方が特許権者は開示がしやすい。
表 A.3	特許番号／特許出願番号等を特定しない包括宣言ができるようにしていただきたい。	特許番号／特許出願番号等を特定するには調査の時間を要し、却って声明書の提出を阻害する。また、特定された特許のみが宣言対象となるだけでは、標準規格を利用する会社にとっても宣言されていない特許が存在するというリスクがある。特許を特定せず必須特許であるものは合理的条件でライセンスするという包括宣言を認めることは、特許権者及び使用者の双方にメリットをもたらす。

会社公印